

日中戦争と太平洋戦争における高等女学校の制服 ―セーラー服と文部省標準服―

刑部 芳 則

目次

はじめに

- 一 日中戦争下の衣料統制
 - 二 ヘチマ衿標準服の制定と評価
 - 三 文部省標準服を普及させる限界
 - 四 セーラー服とモンペ
- おわりに

要旨

昭和十六年（一九四一）に文部省の標準服が定められるが、全国の高女学校に普及したのか。戦前期に人気が高かったセーラー服は学校から消えたのか。日中戦争および太平洋戦争における高女学校の制服の実態について検討した。

はじめに

大正九年（一九二〇）七月五日に改正された高等女学校令によれば、高等女学校の修業年限は五年または四年とし、土地の状況によって三年とすることができた。入学資格は尋常小学校か高等小学校の卒業者である。高等女学校には高等科と専巧科または補修科を置くことができ、修業年限は二年か三年であった。修業年限三年の科は四年制の高等女学校、二年の科は五年制か三年制の高等女学校を卒業しなければならなかった。本稿で述べる高等女学校の生徒とは、一三歳から一七歳までを指し、現在の中学校高校生に相当する。

高等女学校に通う生徒たちは、明治三十年代から着物に袴を着用し、大正後期から昭和初期にかけて洋式制服を着るようになった。洋式制服のなかで一番人気のセーラー服は全国に普及した。着物に袴は衣服改良運動、セーラー服は服装改善運動が起点と

なり、実際に着用する生徒たちに支持された。昭和十年（一九三五）までにセーラー服は高等女学校の生徒を示す服として見られるようになった^②。

このような女子生徒のセーラー服姿は、昭和十二年に日中戦争が起こってからも変化はなかったのだろうか。昭和十六年には全国の高等女学校の制服を統一するため、文部省が標準服を制定したが、これにより従来のセーラー服は消滅したのか。蓮池義治氏は戦時中の「女学生の服装の変遷」についても書いているが、単に制服が統制された例や文部省標準服の内容を列挙しただけであり、上記の点については答えていない^③。戦時中の高等女学校の制服についてははっきりしないのである。

日中戦争下の高等女学校の制服について触れた研究としては、嵯峨景子「昭和十三年の高等女学校制服調査にみる戦時下と制服」があるが、東京女子高等師範学校の卒業生二名が記した「女学生の制服」を紹介しているに過ぎない。そして嵯峨氏が「戦況が悪化していくなかで、各女学校の制服状況の実態はどのようなものであったか、またへちま襟の全国統一型の女子制服は実際にはどの程度普及していたのか、一九三〇年代後半から敗戦までの制服状況のさらなる解明を、これからの課題とする」と述べているように、戦時下の制服の実態解明はなされていない^④。

この課題を解明するには東京の限られた「女学生

の制服」だけではなく、全国的に統計を取りながら分析する必要がある。本論では千葉県立安房高等学校で所蔵する戦時期の新出史料などに加え、全国約八〇〇校の高等女学校の記念誌から戦時中の制服に関する記録が確認できるものを取り上げて検討している。戦時下の高等女学校の制服からは、文部省が求める方針と、それを受けた女子生徒たちの意識とが浮き彫りとなる。制服を通して当時の教育、社会、文化について考えることができるのである。

本論では、日中戦争の長期化によって高等女学校では自主的に統制を加えていったことを明らかにし、その過程では有識者の間でセーラー服を基本とする新制服の考案などが起こり、結果的に文部省標準服が創出された過程を検討する。次に文部省標準服に袖を通す高等女学校の生徒たちの服装観と、文部省標準服を全国の生徒たちに供給できたのかという経済事情について考える。そして昭和二十年八月の太平洋戦争の終戦までに高等女学校からセーラー服姿は消滅したのか、文部省標準服に統一されたのかを検討し、最後に戦時中を体験した生徒たちにとってセーラー服がどのような存在であったのかを明らかにする。

一 日中戦争下の衣料統制

昭和十二年（一九三七）七月七日に発生した日中戦争は、政府や軍部の見込みとは異なり、十二月に

南京を陥落させても終結することはできなかった。国家総力戦を遂行するため、翌十三年四月一日に国家総動員法が制定され、国民生活の贅沢を禁止し、無用な消費を減らし、「挙国一致」で戦力増強が進められた。宮中の儀礼で文官は大礼服、軍人は陸海軍の礼装を着たが、昭和十三年七月には大礼服および礼装の制度が停止された。高額な調製費を要するため、最高の礼服も戦時下には不向きな贅沢品と見なされたのである^⑤。

国家にとって重要な礼服でさえ運用が難しくなるのであるから、高等女学校の制服が従来どおりでいられるわけがなかった。文部省は、昭和十二年十月に選択的消費節約通牒、翌十三年一月に代用品指示通牒を発していたが、同年七月には「制服、制帽その他小、中、女学校服についてはこの際出来るだけ繕ひを奨励、新調を避けること」、「皮革類製品の新調も禁止」^⑥ることを決定した。

文部省の二度の通牒を受けて昭和十三年度から積極的に贅沢を禁じ、節約に努める学校が出てきた。徳島県立板西高等実業女学校は、昭和十三年四月にヘチマ衿からセーラー服へと制服を改正したが、その理由はセーラー服が一般化していたため、「時節柄、持ち合せでも間に合うのでよい」という判断からであった。衿・袖・胸ポケットには濃紺線をつけるなど他校との差をつけているが、濃紺のネクタイは人絹（人工的な絹）、スカートはスフ（ステープ

ルファイバーの略称）を用いるなど国策に配慮している^⑦。

ステープルファイバーとは、パルプを原料とする繊維であり、長繊維のレーヨンに対し、短繊維化したものである。天然素材に比べて耐久性に劣り、水に弱いのが欠点だが、輸入が難しくなった綿や羊毛の代用品として注目された。スフを除くと、国内で自給できる素材は、原料が同じレーヨンと、絹くらいしかなかった。国家総動員体制下でスフは活用されることとなる。

日中戦争の長期化は、制服の生地にもスフ混織を避けることが難しくなっただけでなく、高等女学校で「服育」ともいえる各自で制服を縫製したり、上級生が新入生の制服を縫製することも困難にさせた。愛知県津島高等女学校に昭和六年に入学した生徒は、四年生が一年生のセーラー服を縫製したと回想しているが、同十二年に入学した生徒はセーラー服を購入したという^⑧。広島県立三次高等女学校でも四年生が一年生のセーラー服を縫製することが、「昭和十二、三年頃まで続いていた」という。それがなくなつた理由を生徒は、「日中戦争が始まってからは」、「資材がなくなつたのでしょね」と述べている^⑨。

新潟県立巻高等女学校では夏のセーラー服を一年生たちが自身が縫製し、冬のセーラー服を四年生が卒業制作して一年生に渡すことを「伝統として」行っ

ていた。この伝統も「一五年頃には取りやめになったようである」という⁽¹⁰⁾。制服を縫製しなくなった理由としては、学校側で自由に大量の生地を購入できなくなったからだと考えられる。

千葉県立木更津高等女学校では昭和十三年四月から雨の日を除いてレーンコートの着用を禁止し、経済的実情から新調することもできなくなった。同年十二月からはスカートの新規購入が困難となったためモンペを併用した。昭和十四年六月には校内で靴下を着用してはならず、翌十五年六月五日には夏季中に上履きを使用してはならないと指示している⁽¹¹⁾。木更津高女では段階的に統制が厳しくなっているのが見て取れる。

広島県立松永高等女学校の生徒も、昭和十三年度から「スカートの丈の規制があり、短くするように」とたえず注意され髪型も自由ではありませんでした。木綿も材料難からスフ入りになり純綿がだんだん少なくなりました⁽¹²⁾と回想している。衣料状況の悪化が服装検査を厳しくさせた。

革靴や靴下を非常時に相応しくない贅沢品と敵視する学校もあった。福岡県立大牟田高等女学校では、「脚線が綺麗に見えるガスの靴下（当時七〇銭）を穿く生徒もいたが、昭和十三年の夏から長靴下を禁止し、靴に代えて下駄の使用を許可している。「作法の時間」だけ一五銭の黒靴下を穿いてもよかった⁽¹³⁾。

大阪府学務課は昭和十三年八月八日に緊急視学会議を開催し、七時間におよぶ議論の結果、「小学校、男子中等学校、女子中等学校とも往復の通学は下駄ばきまたは草履ばきを原則とし、現在所有の靴は例外的に（校長の許可を得て）許可する」、「女子中等学校のストッキングは廃止する」、「明年四月の中等学校新入生は一切制服制帽の新調を許可せず、服装は自由に小学校在学中使用のものをもつて充当する」といった実施原則を決定した⁽¹⁴⁾。

こうした方針は実際に大阪府の高等女学校で実施された。大阪府立泉尾高等女学校では、昭和十三年八月二十二日に大阪市内の百貨店や下駄専門店から一〇〇足の試作品を取り寄せて、生徒から無記名投票で通学に用いる型を選ばせたところ、江戸型という丸型で臍脂の鼻緒が一位となった。九月からこの下駄を「制下駄」としている⁽¹⁵⁾。昭和十三年九月には大阪府立岸和田高等女学校でも洋服や帽子の新調が禁止された⁽¹⁶⁾。

福島県でも昭和十三年九月十五日と十六日に開かれた高等女学校会議において、生徒の制服および学用品の新調を禁止し、草履や下駄履きを認め、時計や金属などの使用を許さない方針が決められた⁽¹⁷⁾。

京都成安女学院では、昭和十三年六月の職員会議で通学用の靴を「ズック靴」とし、現在使用中の革靴は雨天通学と外出用とすることを決めた。また白靴下は夏に短靴の下に履くものの、校内では使用し

ないなど、使用頻度を減らして長持ちさせることに努めた。昭和十四年九月に京都府知事が文部省普通学務局長宛てに送付した報告案では、「生徒制服ノ統制ニヨリ国策ニ順応シ、価格ノ低廉ヲ来シ、集団訓練上種々ノ便宜アルノミナラズ、又相互融通ノ便アリ、統制ニ対シテハ異論ナシ」とある⁽¹⁸⁾。

日中戦争の長期化による物資不足に理解を示し、京都府では中等学校の生徒制服を廉価なものに統一することを決めた。この方針に京都府の高等女学校では、昭和十三年から生地を共同購入するようになった。同十五年に京都成安女学院が購入した生地は、冬服用スフ五〇%の紺サージで一着の仕立てが平均十二円、夏服はブラウスで一着平均二円三十銭であった⁽¹⁹⁾。

長野県篠ノ井高等女学校では、昭和十三年七月から「下駄ばき登校の許可」を実施した。昭和十二年四月に入学した生徒は、「入学した時は革靴を履いていたけれど、まもなく赤い鼻緒の下駄を履くようになった⁽²⁰⁾」という。ある生徒は「家路をいそぐ始めての下駄ばきには足ははかどらず、はな緒のあたる所が焼け火箸をあてられた様にととても痛い」と述べている。

これより八年前の昭和五年四月に千葉県立大多喜高等女学校の三年生を迎えた生徒は、この年にジャンパースカートが制定されて下駄から靴へと変わったが、「下駄から慣れない靴履にかわった時は小々

足が痛かったですすががまん致しました」という⁽²¹⁾。

大正時代まで着物に袴を着ていた生徒たちにとって日和下駄での通学は当然であったが、入学時から洋式制服と革靴を用いていた生徒には苦痛であったようだ。身体感覚は昭和を迎えて十年の間に大きく変化したことがわかる。

国策に配慮した点で特筆すべきは、富山県の高等女学校長会議で昭和十三年三月にセーラー服の着用禁止を決めたことである。その理由は「セーラー型はそもそもアメリカ・フラッペが水兵生活にあこがれて真似たもので、優美、衛生、経済、便利の点からいつて新時代の女学生にはふさわしくない」と判断したことによる⁽²²⁾。

富山県下の女学校で用いる非常時に応じた制服は、冬服は白衿ダブルのブレザー、夏服は白の結衿で青いネクタイをつけるものであり、それぞれスカートを穿くものであった。また黒ストッキングと黒皮靴も決められた⁽²³⁾。だが、富山県の各高等女学校の記念誌を見ても、このとき決めたダブルのブレザーに制服を改正したという事実は確認できない。文部省の政策を先取りしようとしたものの、実行には移せなかったと判断される。

同じような事例が長崎県私立瓊浦高等女学校である。長崎県下では男子中等学校生徒の制服にスフ混織と国防色を取り入れることが決まっていたが、女子中等学校では「尚考慮の余地あり」として考究中で

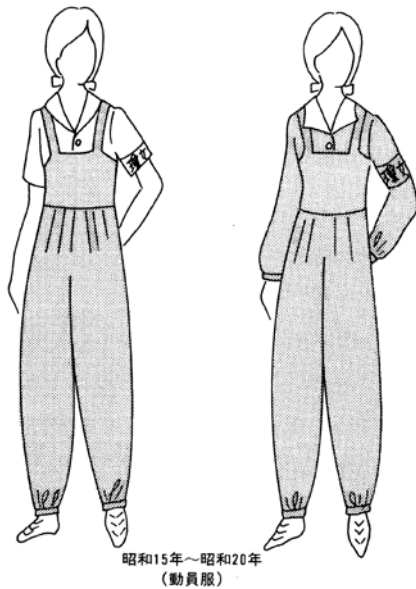


図1 瓊浦高等女学校の動員服
(『瓊浦学園70年史』)

あった」。そこで瓊浦高女では、昭和十三年四月から従来のジャンパースカートを「多少改變され時局型」とし、生地を「国防色」のスフ混織にすること⁽²⁴⁾を決定した。実際に「瓊浦高女が国防色に彩る、スフ混織を制服に」するのは昭和十五年からであり、瓊浦高女はその制服を「動員服」と呼んでいる(図1)。カーキ色の「動員服」は白衿袷の長袖に肩から吊るつなぎ式のモンペであった⁽²⁵⁾。

しかし、「動員服」は人気がなく、長崎県下の高等女学校ですら普及しなかった。つなぎ式のモンペは、宮崎県立宮崎高等女学校でも昭和十四年に作業着として使われはじめた。翌十五年に校長が通学時や授業中にも着用させようとしたところ、父兄からは反対の聲が挙がった。のちに同校では通学時にも

モンペを使用するようになるが、それは太平洋戦争に突入して以降であった可能性が高い⁽²⁶⁾。

この点からすると、昭和十三年三月二十日付の『婦女新聞』で「女学生の制服も国防色に」と題し、「山口、愛知、広島各県に於ては既に女子中等学校にも国防色の制服を採用、好成績なるに鑑み、先づ男子中等校に続いて女子中等校生徒にも採用する事になった」と紹介する記事にも疑問を感じる⁽²⁷⁾。

この記事を引用した蓮池義治氏は、内容に疑いを持つていない⁽²⁸⁾。しかし、それが実際に県下で取り入れられたのかという裏づけ調査は行っておらず、『婦女新聞』の記事だけをよりどころにしている。筆者は、山口、愛知、広島各県の高等女学校の制服変遷を調査したが、どの記念誌にも国防色の制服を採用したという記述はなく、またそれらしい制服を着ている写真も見つけられなかった。

『婦女新聞』の記述はわかりにくいだが、すでに詰襟に国防色を取り入れる中学校があったから、それを高等女学校の制服にも取り入れる必要性があることを主張していたと見るべきだろう。おそらく主張にとどまり、高女で国防色の制服は実現しなかったと考えられる。

富山県の事例とともに、多くの学校や生徒が望んだ制服がダブルの背広でも国防色の「動員服」でもなかったことを裏付けている。富山県の高等女学校長会議と瓊浦高女の試みは、次章で述べる文部省標

準服が制定されるまでに有識者の間から出た制服新案と同じ動きであったといえる。

二 ヘチマ衿標準服の制定と評価

国民精神総動員中央連盟は、厚生省を中心とした「服装に関する委員会」を編成し、昭和十三年十一月十五日に第一回、十九日に第二回、十二月十日に第三回の委員会を開催した。委員会は、委員長を厚生次官広瀬久忠、担当理事を小原直など五名、委員を文部省普通学務局長藤野恵、大日本連合女子青年団理事長吉岡彌生、東京府立第一高等女学校長桜井賢三、東京女子高等師範学校教授兼文部省督学官成田順、大妻高等女学校長大妻コタカ、日本婦人団体連盟市川房江など五五名、幹事を宮内技師中田虎一、陸軍技師小川安朗など二四名とするものであった。⁽²⁹⁾

桜井賢三は、昭和十三年十二月十日の第三回委員会では、都会と地方、気候風土の違いなどから制服の統一は困難だと発言している。⁽³⁰⁾ この意見は前校長であった市川源三が、文部省に動きが見られないことに加え、全国の制服を統一するには膨大な費用がかかるため、現状のままのほうがよいと主張し、服装改良は女子生徒たちに考えさせたほうがよく、国策によって統一するのに反対していたことを継承した⁽³¹⁾ものと考えられる。

この意見とは対照的に大妻コタカは経済的な理由と虚栄心を取り除く点から、セーラー服の統一を構

想していた。大妻は第一回から三回の委員会で意見を述べたというが、当日の意見を集約した記事では確認できなかったため、高等女学校の制服問題については発言しなかったと思われる。⁽³²⁾

大妻が問題にしたのは、各校でデザインが違いため、三人の娘がいたら、夏服・冬服・外套を新調すると一五〇円もかかるという調製費と、生徒たちが「大妻のセーラー服は肩布が三角なのでどうも形がわるい」などと他校と比較したりする点であった。こうした点が制服の統一によってなくなるという。地質は絹、混織、スフの三種とし、襷の数を減らすことを提案する。そして「現在のセーラー服を基調としたものなどが適当でせうが、漠然とときめずに、女学生の希望、意見を広くきくことが何よりも必要です。現在のセーラー服は衛生と優美の二つの点では、殆ど難のうちどころがありません」と述べている。⁽³⁴⁾

セーラー服は全国的に普及し、高等女学校の生徒たちからも人気が高かった。したがって、セーラー服を基本に考える有識者は少なくなかった。「服装に関する委員会」の委員ではないが、文化学院教員河崎なつは「材料は宜しく国家の資源と相談して統一されるべきだ」と述べつつ、全国的にセーラー服を用いているため、制服の統一は難しくないと考えていた。⁽³⁵⁾昭和十三年十一月に「専門諸家の批評を仰ぐ会」で取り上げられた「鐘紡報国服」もセーラー

服に手を加えたものであった。⁽³⁶⁾

「服装に関する委員会」で高等女学校の制服について議論されなかったのは、男性の服装に比べて女性の服装のほうで難問題だったためである。昭和十三年十二月二十日に開かれた第一回特別委員会では、文部省標準服に取り入れられる「婦人の場合も右前襟位の条件としては如何」という意見が注目できる。二十二日の第二回特別委員会では「高等女学校でもミシン使用を奨励教授し、家庭に於て仕立てるを要する」ともいうが、昭和十四年一月十九日の第三回特別委員会でも男性の国民服に関する議論が中心になっている。⁽³⁷⁾

具体的な良案が出ずに議論が平行線をたどる一方、東京女子高等師範学校の講堂では、昭和十三年十一月十二日から十五日まで全国高等女学校長協会の総会が開かれた。服装については、新調の見合わせ、スフ製、スフ混毛の三案が出たが、議論には至らなかった。講堂の後ろでは、某洋服店が制服を着せた十体の人形を二組に分けて陳列し、一組には「全部本絹」、一組には「全部ス・フ」という札をつけていた。⁽³⁸⁾

学校長の間でも制服の統一に関する問題意識が共有されたのである。しかし、被服の玄人ではないため、自分たちでデザインを考案することはできない。そこで全国高等女学校長会議の研究部が「国策に沿う女学生服」を募集したところ、昭和十四年四月に

は一一四点の応募作品から一四点が当選した。当選作のうち七点が日本橋三越で展示された。一等に東京女子高等師範学校附属高等女学校が考案したセーラー服、二等に実践高等女学校が考案したジャンパースカートの当選が多かった。⁽³⁹⁾ ジャンパースカートの注目されたのは、セーラー服よりも材料費が安い点であった。

東京女子高等師範学校教授堀口きみこ、近藤耕蔵、日本女子大学の上田りう子、山下栄三らで組織する「衣類整理研究会」は、昭和十五年七月一日に「女学生の制服」を発表した。日本式の合せ衿のブラウスにズボン式の吊りスカートであった。『朝日新聞』によれば、この案は文部省と厚生省に建議書として提出され、また全国高等女学校長会議にも発表し、それぞれ賛同を得たという。⁽⁴⁰⁾ ジャンパースカートを日本式に改良した点が好まれたのかもしれない。

この二ヵ月後の昭和十五年九月十二日、文部省で「中等学校生徒制服に関する協議会」が開かれた。男子の中学校で国防色、高等女学校で紺を制服に用いることが決定した。デザインは「新に専門家を委員とする研究会」によって決めることとした。⁽⁴¹⁾ このちに文部省内に中等学校生徒制服統制協議会が設置されたが、そこでの考案過程はわからない。結果として昭和十六年一月十日に文部省標準服（以下、

標準服と略称)が発表された⁽⁴²⁾。

標準服は昭和十六年一月二十八日に文部省通牒「学校生徒ノ制服統制ニ関スル件」で制定され、四月から施行することが伝えられた。冬服は紺、夏服は白、セーラー衿を廃止してヘチマ衿とし、冬服は衿に白衿をつけ、上衣三つ釦の釦合せは男性と同じ右前とした(図2)。スカートの襷はなくし、ブルマは寒冷地などで用いることとし、紺の外套は折立襟の三つ釦であった。原則として帽子は被らなかつた。新調する場合は標準服と限定するが、その一方で新入生にも古着の制服があれば、それを用いるように奨励している⁽⁴³⁾。標準服の冬服は上下で二〇円二〇銭、夏服は上下で一六円九〇銭であった⁽⁴⁴⁾。

文部省は従来の有識者たちの新案を取らず、全国の高等女学校から意見を聴取することもなかった。標準服は大阪府女学生制服研究委員会が提案していた制服案とも違っていた。この結果を受けた同会委員長で泉尾高等女学校校長米井節次郎は、「新制服制定の主旨が物資節約から来てゐる以上こんどきまった新制服の採用に協力すべきであります、上衣がセイラー型でないこと、スカートの襷がない点は大阪案と根本的に異なり、新制服では、女学生らしい可愛さが薄れはしないかと心配してゐます」と、語っている⁽⁴⁵⁾。注目すべきは、セーラー服と襷のあるスカートでない、女子生徒としての可愛らしさが失せると見ている点である。



図2-1 文部省標準服(千葉県立安房高等学校所蔵)

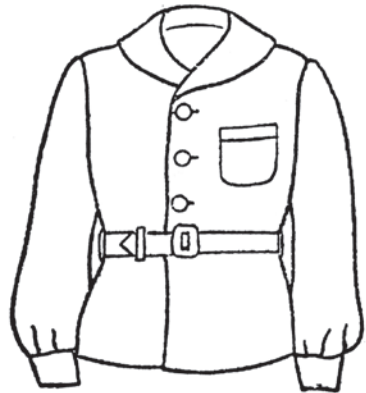


図2-2 文部省標準服の絵図
(『文部省例規類纂』昭和16年)

標準服は、昭和十六年四月から全国の高等女学校で実施することとした。だが、文部省は標準服の制定にあたり、当時人気の高かったセーラー服を基準にしなかったのか。セーラー衿はヘチマ衿に比べて使用する生地が多い。襷を無くした点から見ても、生地を削減するためであったことが考えられる。だが、それだけならジャンパースカートでもよかったはずである。セーラー服とジャンパースカートではないデザインにしたところには加えて別の意味があったと思われる。

それは新しい日本服を考案するという観点である。昭和十七年二月に決定された女性用の国民服である婦人標準服を審査した成田順は、文部省標準服について「我が国古来の服装文化の特徴を活かし、真に我が国情を基調として整理改善合理化し、保健的・活動的・経済的・国防的且つ外観美的であるやうにと各方面から考へ、大和民族大発展の気魄品位等を表徴し、且つこれが着用により一致団結国家意識の体認に迄至らしめる様、物心両方面より考究されたのであります」と述べている。⁽⁴⁶⁾こう説明するからには成田が文部省標準服の審査に関与した可能性が高い。同じく婦人標準服を審査した大妻コタカは、セーラー服を支持していたが、昭和十五年を迎える「洋服も是非この際日本化」⁽⁴⁷⁾することを求めるようになった。文部省標準服の白衿や釦合せを右前にした点などは、日本の着物を洋服に取り入れていた

といえる。

この服を生徒たちはどのように感じていたのか。標準服に袖を通すことになる生徒たちの反応はすぐにあられた。昭和十六年に東京府立第六高等女学校の一年生と二年生であった生徒たちは、「お裁縫の授業で国民服を習って縫いましたけど、イヤで着なかつたわ」、「着なくても叱られはしませんでしたものね」、「おさがりを着ることを奨励してましたから。親類からもらって制服を着るとか」⁽⁴⁸⁾したと話合っている。

東京府立第三高等女学校の生徒も「上級生の方々のセーラー姿は美しかったが、私達は新制服と称するヘチマ衿の上着とひだ無しのスカーツに統一されてセーラーを作ることが出来ず、本当に残念だった。しかも布地がスフで、紺の色も冴えず、お姉様のおさがりのセーラーを着ているお友達が羨しかった」という。⁽⁴⁹⁾標準服が古着のセーラー服よりも嫌われていたことがよくわかる。

標準服が不人気であったことは、昭和十六年四月に入学し、同二十年三月に卒業した日本女子大学附属高等女学校四十五回生たちの回想にもあらわれている。「私たちの回生から、女学生の制服はヘチマ衿の国民服ということになった。がっかりである」、「先輩のお下がりのセーラー服をいただいて着たときの嬉しかったことは忘れられない」という。⁽⁵⁰⁾複数の卒業生が標準服には「がっかり」したと述べ

ているが、極めつけは次に挙げる「ヘチマ衿制服の悲哀」という題名の回想である。

ショックはヘチマ衿のバスガール服だったことです。校章をつけましても、TEEキを入れましても、さまになりません。そのうち十六年十二月八日、戦争に突入してしまいました。ヘチマ衿制服を嫌って、セーラー服を着る方もふえてきました。私も田舎に生地があるからと、セーラー服をたのみ、やっと女学生らしい服装に。そして嬉しく通いましたのもつかの間、その当時のスフ入り生地であつたため、毎日着ておりますうち、よれよれとなつてしまったのです。淋しい淋しいことでした。⁽⁵¹⁾

ヘチマ衿の標準服は、大正時代にバスガールに間違って嫌な思いをした初期の洋式制服に類似していたのである。標準服を着たくないため、色々な手段を使ってセーラー服を入手した。しかし、戦前の純毛は手に入らず、スフ混織のため、惨めな思いを味わっている。そうはいうものの、昭和十五年度までに入学した上級生が着ているセーラー服に襲のあるスカートのほうが、ヘチマ衿の標準服よりはるかによかったのである。

埼玉県町立松山実科高等女学校では昭和七年七月からジャンパースカートを制服にしていたが、昭和十六年四月にスカート裾上の白線を外し、黒い縞子のネクタイも廃止した。この年の一年生からセー

ラー服を着てもよくなり、翌十七年四月に埼玉県立松山高等女学校に昇格するとセーラー服に制服を改正したようだ。だが、昭和十七年の一年生の姿を見ると標準服がかなり多い。⁽⁵²⁾

次章で述べる衣料切符制が施行され、新規に作るには標準服しか入手できなかったからである。中古品を買うにも衣料切符が必要だが、セーラー服を着るには古着屋で購入するか、先輩や姉の着たのを譲り受けるしかなかった。松山高女のある生徒は「制服がかわり、白線もとれて憧れのセーラー服になったのもこの頃である」と回想し、別の生徒も「セーラー服も漸くなじみ、学校生活も楽しくなってきた」という。⁽⁵³⁾しかし、昭和十八年に入学した生徒は「私の母などは「娘を女学校に入れて、セーラー服を着せて」を夢見ていたようですが現実にはカスリのモンペ」だったと述べている。⁽⁵⁴⁾

高等女学校に昇格し、セーラー服を着られたのは僅かの生徒であつた。多くは標準服を我慢して着なければならなかった。国家がお仕着せしようとした標準服と、女子生徒たちが求める制服とは大きな隔たりが見られる。

三 文部省標準服を普及させる限界

標準服は昭和十六年（一九四一）四月から実施されたが、全国の学校で一斉に切り替えたわけではなかった。高等女学校を前身とする高等学校の記念誌

から統計を取ると、昭和十六年度から四七校、十七年度から二〇校、十八年度から五校、十九年度から四校が標準服にしたことがわかる。標準服と同時にモンペにしている学校は昭和十六年度から三校、十七年から六校、十八年度から四校だが、モンペに限ってみると昭和十五年度から六校、十六年度から四校、十七年度から一〇校、十八年度から一八校、十九年度から一校である（表参照）。多くの学校で戦争が長期化するにつれ、標準服のスカートからモンペへと追って改めており、その導入も足並みが揃っていなかったことが理解できる。

昭和十七年一月二十日に繊維製品配給消費統制規則が制定され、二月一日から衣料切符制が実施された。一年間一人、都市部は一〇〇点、地方は八〇点の範囲内でしか衣服を購入できなくなった。女子生徒は三五点（上下で二七点、ブラウスが八点）であり、生地を購入して手製であっても二〇点から二六点を要した。各家庭で子供の制服を購入する場合、その分を差し引いてやりくりしなければならなかった。一月二十九日の『読売新聞』では、新年度を前に全国の生徒に標準服が行き渡るかを心配している。⁽⁵⁵⁾

商業組合中央会東京府支部が昭和十八年に刊行した『戦時生活主要物資配給事情』からは、当時の注文服、既製服、婦人および子供服などがどのような経路で国民に行き渡るかが見て取れる。そのなかで「東京府下に於ける学童服配給系統図」という分類

のなかに、中学校および高等女学校の制服は含まれていると思われる。

「東京府下に於ける学童服配給系統図」によれば、（一）日本綿スフ織物配給株式会社（丙号）→中配（乙号）→東京府から指定の地配（丁号）→指定団体→販売業者→学童、（二）東京府（指示）→東京市→区役所（切符の流れ）→学校→学童、という二系統の流れがあったことがわかる。⁽⁵⁶⁾ 役所から学校に衣料購入券が届けられ、その購入券で生徒たちは洋服店で制服と交換したようである。標準服を購入するには、各家庭に配布された衣料切符に加え、学校に届けられた購入券が必要だった。

供給力の限界がうかがえるが、全国の高等女学校では制服の配給が上手くいかなかった。和洋女子専門学校長稗方弘毅は、各家庭で姉妹がいる場合姉の制服を妹に回し、学校内では姉妹のいない新入生に卒業生が制服を贈ること、さらに家庭内に残る絹や木綿の着物を黒や紺に染め、それで制服を縫製することを提案している。⁽⁵⁷⁾ これは文部省標準服の制定時に、古着の制服があれば、それを用いるように奨励していたことによる。つまり、全国の新入生が標準服を新調するのではなく、なるべく昭和十五年度までに調製されたセーラー服やジャンパーズスカートなどを再利用することが望ましかったのである。

この問題はすでに昭和十三年頃から浮上していた。昭和十三年二月には新潟県立柏崎高等女学校で

スフ混織の制服を実施したが、一着一〇円五〇銭の純毛に対してスフだと二着分以上の値段になるのではないかと懸念している⁽⁸⁸⁾。同年九月に三重県宇治山田市会では、所持している靴を履かずに下駄を新調することは無駄であり、ましてや学校で揃いの下駄を用意するというのは不経済であるという意見が出ている⁽⁸⁹⁾。昭和十四年二月二十四日に東京私立高等女学校長会の総会が大塚の茗溪会館で開かれたときには、制服は卒業生や上級生の古着を仕立て直しすることを原則とし、ゴムは靴の底にだけ使用を認めるなどの方針が決められた⁽⁹⁰⁾。

なるべく制服の新調を制限しようとする動きは公立に限らず、私立の高女でもあった。そしてスフや下駄など代用品を取り入れることにより、かえって負担が大きくなるという点が問題視された。使えるものを途中でやめてまで新品を購入するのは不経済であったが、純毛や革製品の輸入ができなくなったため、代用品を避けることはできなかった。それどころか、代用品ですら供給が難しかったのである。

その点は、文部省標準服が全国的に施行された直後にあらわれていた。昭和十六年四月から標準服を採用した青森県立の弘前高等女学校には、六月十日に新入生用の生地配給購入券三三九枚が届けられた。二年生以上は従来のセーラー服であり、彼女たちが卒業するまで校内では新旧制服が混在した。しかし、翌十七年の入学生は標準服の新調が難しくな

り、卒業生から譲渡してもらうようになる⁽⁹¹⁾。昭和十七年に群馬県立沼田高等女学校の三年生だった生徒は、「当時は衣類が点数制で、自由に買えなかったのも、和服を更生したさまざまな布地を使いました」と語っている⁽⁹²⁾。

太平洋戦争の開戦後四ヵ月後の昭和十七年度から早くも衣料流通が厳しくなっていることがわかる。それは東京も例外ではなく、東京私立豊島高等女学校の生徒は、「あのスマートな豊島の制服が、日本中同じ形、ヘチマ襟の国民服になってしまったのです。配給なんです。靴も、コートも。しかも抽籤で、制服が当たれば、他のものは、次の順番を待つ。大塚の資生堂まで受け取りに行くのです。一年生全部に配給されるまで、随分長い期間があったと思います。はじめな女学生の始まりでした」と回想する⁽⁹³⁾。衣料切符があっても個人では制服を自由に買うことができなかったようだ。各洋服店に制服の生地が配給されるが、学校で必要とする制服分を用意することが不可能なため、誰が優先して制服を作るかをくじ引きなどで決めたのである。

現実的に全国の高等女学校に標準服を行き渡らせることはできなかった。昭和十八年三月三日の『読売新聞』では「校服新調は控えよ」と題し、「校服などは出来る限り国民学校時代のものを用ひ、やむを得ないものだけは校長の認可を得て新調するといふことになつてゐます」とある⁽⁹⁴⁾。しかし、管見の限

り現在の高等学校の記念誌を見ても、当時学校長の許可を得て制服を新調したという記述を確認することはできない。ほとんどの学校では自ら作ることもできず、右に見たように配給を待つしかなかったと思われる。

そのようななかで標準服の新調に際して学校側の許可を必要としていたことがわかる貴重な史料が残っている。それが今回はじめて紹介する千葉県立安房高等女学校の「昭和十七年度洋服新調許可簿」である（図3）。国の方針でセーラー服を作れなくなつたことを受け、安房高女では標準服を作る場合には学校に願ひ出ることを義務づけた。生徒の願ひ出は、校長、教頭、訓育、学年主任、級長が確認して許可した。

昭和十七年度の一年生は二二〇名のうち八三名、二年生は一八七名のうち七名、三年生は一七一名のうち一名、四年生は一八四名のうち二名が制服の新調を許可されている。これに給仕一名を加えると総計で九四名が願ひ出ていた。冬服は三名、夏服は六六名、残りは判然としない。この六九名分の制服が作られ、区別のわからない二五名分の制服は作れなかったと見ることもできる。指定の洋服店は館山市内の中村洋服店、佐々木洋服店、福沢洋服店であったが、「昭和十七年度洋服新調許可簿」の洋服店名は空白となっており、許可は下りたものの実際には生地がなくて作れなかったのかもしれない。

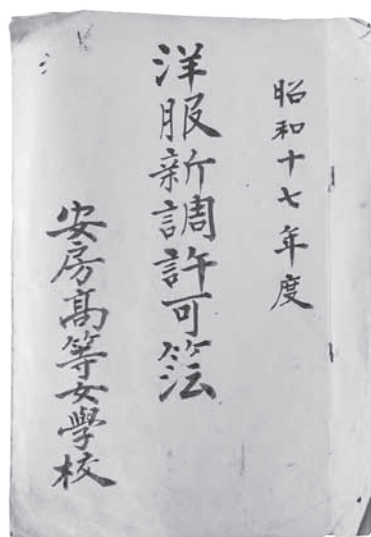


図3-1

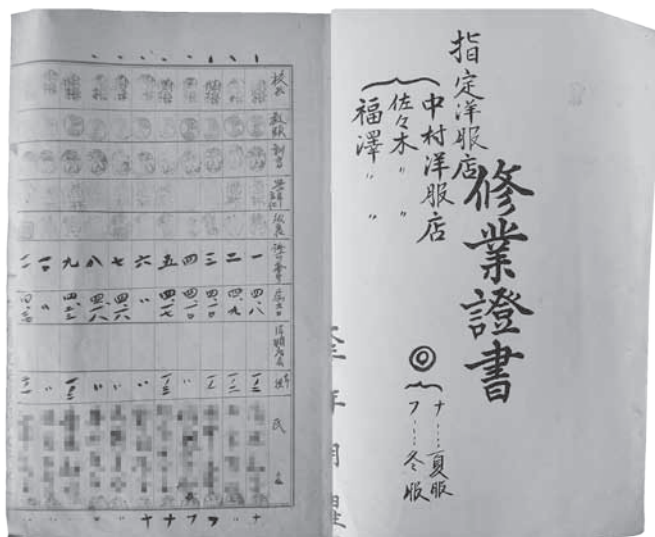


図3-2「洋服新調許可簿」（千葉県立安房高等学校所蔵）

ここからは冬服よりも夏服を希望する生徒が多く、学年が上がるにつれて希望者の少ないことがわかる。それは昭和十五年までは夏冬ともにセーラー服を所持しており、新に作る必要がなかったことと、新規に作るにしても冬服はヘチマ衿よりも中古品のセーラー服を再利用しようと思っていたからだろう。夏には冬生地⁽⁶⁵⁾のセーラーを着るわけにはいかず、中古品の夏用セーラー服も汗などで傷んでしまったために、冬服に比べて多かったことが予想される。夏服のヘチマ衿を希望している生徒が多いのは、背に腹を代えられなかったからだろう。

昭和十六年四月に千葉県立佐倉高等女学校に入学した生徒は、「茶線のセーラー服が着たくって、県立佐倉高女にあこがれて一生懸命勉強して入ってきたものでした。でも大東亜戦争が始まって、女学生にも全国統一の国民服というのができてしまいました。白いヘチマ衿で、バンドをしめるようになっていて、でも布の配給でしたので、みんなに行き渡りません。ですからセーラー服の衿を丸く切って、その上に白い衿を重ねて、ヘチマ衿のような恰好をこしらえたのが制服となりました。そのうちにほとんど物がなくなり、家からカスリの布を持ち寄って、じぶんたちで防空服やモンペを作って、通うようになりしました。あこがれの制服はどこかにいつてしまったのです⁽⁶⁶⁾」という。この事例からは標準服が作れず、セーラー服をヘチマ白衿に改造していたことが

わかる。

昭和十六年四月から標準服を採用した栃木県立真岡高等女学校では、翌十七年四月の入学生に対し、「一、国民学校で使っていた洋服か和服のどちらでもよい。ただし、和服の時は袴をつけること。二、洋服は卒業生から譲り受けるとよい。三、洋服を新調する場合は、文部省制定の全国女学生型とする」と指示している⁽⁶⁶⁾。なぜ一や二の方針を勧めているのかといえ、全生徒が三の手段を取ることができなかったからである。

その事情は次の複数の学校からはつきりする。昭和十八年から埼玉県立児玉高等女学校では、「級に一、二足の配給ズックはくじ引き」で決めたという⁽⁶⁷⁾。愛媛県立西条高等女学校の生徒も「時折、ズック靴とか雨傘とかの配給があった。六十人の一クラスに、五・六点でいつも抽選であつた」と回想している⁽⁶⁸⁾。昭和十九年に滋賀県立膳所高等女学校に入学した生徒によれば、白衿のヘチマ衿の標準服は「くじ引きで運のないものには、なかなかあたらず指をくわえ、次の配給を待ったものである。また配給の服にはジャンパー様の作業服タイプのももあり、それらを着用していた⁽⁶⁹⁾」という。

内閣情報局が刊行する『写真週報』（昭和十八年六月三十日号）では、見開きに「みなさん、衣料切符を一人二割宛、兵隊さんにまわせば、四百万着もの軍服になります、この際新調は絶対に止めて、あ

るもので間に合せませう」と訴えている。これでは男性用の国民服、女性用の婦人標準服はもとより、文部省の標準服を新調していいか迷う。「衣料切符を献納しよう」という見出しの記事では、紺衿に二本の白線、紺の棒ネクタイの白長袖のセーラー服姿の高等女学生たちが衣料切符を手にしているが、誰も標準服を着ていない。文部省は標準服を設けたものの、全国の高等女学校に配給できず、なるべく新調しないで欲しいと矛盾すべき方針を取らざるを得なかったのである。

四 セーラー服とモンペ

標準服の新調に無理があっても、セーラー服で代用できた。北海道根室高等女学校では、昭和十五年（一九四〇）の冬から校長青柳賢治が考案した「ネーヴィ・ブルーの水兵服上下」という海軍水兵と同じようなズボンを穿かせた。紺地の衿や袖に白線がついたセーラー服にズボンというのが、女子生徒の「決戦態勢のお手本」だ^①という。北海道庁では昭和十六年二月に制服地の配給と標準服を発表していた。それから九ヶ月が経ってもセーラー服を脱がなかったことがわかる。

『読売新聞』の記事で「決戦態勢のお手本」だと報道されれば、標準服を新調する前に従来のセーラー服を用いることが「お手本」だ^②と思うだろう。ズボンを取り入れた高等女学校は複数確認でき（表

参照）、根室高女^③しかないと断言する村上信彦の説は誤っている。昭和二十年、女子学習院の生徒が栃木県塩原町に疎開していたときに撮影した集合写真を見ても、全員がセーラー服の上衣にズボンを穿いている。全国的に紺サージの供給が困難になり、その代用としてモンペを穿くようになったと考えるのが自然である。

標準実践女学校（昭和十六年三月に標準実科高等女学校、同十八年四月に北海道標準高等女学校と改称）に昭和十五年四月に入学し、同十九年三月に卒業した生徒によれば、「戦争中だからスカートなんか穿いていたら怒られたわね。モンペを穿いて学校に行ったよね」、「学校で配給になった制服がセーラー服だったのよね。下はモンペでした」という。

標準服が定まる前年に入学したため、学校でセーラー服が配給されたようだが、太平洋戦争に突入してからは、スカートで登校すると怒られるのでモンペを穿いた。根室高女のようなズボンは普及しなかったが、その代わりとして登場するのがモンペであった。ズボンは活動性と保温性とで優れていたが、新たに作らなければならぬ。モンペは古くから女性の農作業着として使われていたことに加え、古着の着物を再利用して作ることができた。この素材となる生地の有無が大きく影響していたと思われる。

実際、千葉県立長生高等女学校では、昭和十六年六月十一日に標準服を採用したが、翌十七年二月に

は衣料切符点数数制から新調が難しくなり、「スカートも家庭にあった紺がすりを利用したモンペとなり、上衣も着物から再生された自家製のものに変った」という。⁽⁷⁶⁾

茨城県水戸市立高等女学校に昭和十六年四月に入学した生徒は、「服は国民服という紺色へちまカラー、それに白い衿がかり、ベルト付きの上衣が配給になりました。今思えば何と野暮なデザインだったでしょう。私は遂に、国民服を着用しなかった。姉のお古のセーラー服を大切に手入れしながら卒業まで着たのでした」、「国民服はバスガールの様だと、友人と悪口を言って笑った」、「靴は買えなくて、帯芯で底を二重にし、ミシンで靴をつくったのです」と述べている。⁽⁷⁷⁾ あらためて文部省標準服が嫌悪されたことと、配給が行き渡らなかったことがうかがえる。

群馬県立前橋高等女学校では、昭和十八年の入学生もセーラー服にスカートを維持していたが、翌十九年には標準服へと切り替えた。ここでも「服装はすべて女学生の標準服たるべし。但学校の承認を経て成るべく有り合せの物及更生品を用うるよう心掛くべし」と指示しており、先輩などから譲り受けたセーラー服姿が完全に消えることはなかった。しかし、ズボンかモンペを穿かなければならず、生徒たちは「スカートの白線廃止を告げられて失望」し、「二本の白線のために県女を目指した」のにと不満

を感じている。⁽⁷⁸⁾

秋田県立酒田高等女学校では、昭和十八年の入学生もセーラー服にスカートであり、翌十九年からズボンに変わっている。⁽⁷⁹⁾ 上級生などからお古のセーラー服を入手したとしても、その上衣をそのまま着れない学校もあった。前述の児玉高女の生徒は、夏の白上衣セーラー服は「敵機の襲撃時の目標になると国防色に染めさせられた。染料もなかなか入手できない頃「大方」は野草のよもぎを煮出しその汁で染めたのでとうてい愛用する代物ではなかった」という。⁽⁸⁰⁾

昭和十九年に山口県立厚狭高等女学校に入学した生徒は、「入学当初、セーラー服に白いカラーはまだつけましたが、スカートの代わりに紺のもんぺ、かばんの代わりに白いリュックサックでした」、「白色が飛行機からの標識になりやすいことから、名門厚狭高女の象徴だったカラーは水色か紺色に染められ、同じ理由でリュックサックも紺色に染められました、又後にセーラー服をやめて、和服を更生した着物式のモンペの上下を着用して通学する様になったりしました」と述べている。⁽⁸¹⁾

埼玉県立粕壁高等女学校にいたっては、「戦争にはいると、セーラー服に、下はもんぺをはきました」とあり、標準服を採用したという記述すら見られない。⁽⁸²⁾ そのようななかで、文部省は昭和十六年の標準服に加えて新たに制定した標準服を各県知事宛に推

奨する通牒を發している。昭和十九年三月六日、愛媛県内政部長は「女子中等学校生徒制服ノ戦時規格ニ関スル件」という通牒を發し、そこでは二月八日付で文部次官が愛媛県知事に宛てた通牒を引用している。服飾史では紹介されたことがなく、本論の考察では重要な史料のため通牒の全文を次に挙げる。

学生生徒ノ制服ノ新調ニ関シテ真ニ止ムヲ得ザル場合ノ外之ヲ禁止セラレアルモ、万止ムヲ得ズ女子中等学校生徒ノ制服ヲ新調スル場合ハ、戦時下衣料資源ノ需給状況並ニ生徒ノ防空活動ニ鑑ミ当分ノ間、従前ノ制服ニ関スル通牒ニ拘ラズ、努メテ別紙基準要綱ニ依ラシムルコト、相成タルニ付、之ガ実施ニ関シ万遺憾無キヲ期セラレ度、此段依命通牒ス、

女子学校生徒制服ノ戦時規格ニ関スル基準要項

色相、女子生徒ニフサハシクオチツキアルモノ、特ニ色柄ハ華美ナラザルモノ、

生地、質素堅牢ナルモノトシ、成ルベク有り合セ生地ノ更生ヲ図ルコト、

洋式、

上衣（婦人標準服乙型上衣ニ準ズ）

イ、身丈ハ腰ノ辺リマデ（胴回り線ヨリ五寸程長ク）

口、袖丈ハ八寸以内、形ハ舟底型

ハ、衿ハ日本衿トシ四寸程ノ衿下ヲ附ケル
ニ、肩揚ヲスル但シ着用者ニヨリ之ヲ省クコトヲ得

ホ、附紐ヲツケル

下衣

イ、脱ギ着ノタメニ脇明キトスル

口、前後ニ五ツノヒダヲ取り幅一寸三分ノ紐ヲ附ケル

ハ、裾ニハ裾口布ヲ附ケル

其ノ他

イ、上衣、下衣共ニ冬季用ハ袷仕立、又ハ綿入仕立トナス、但シ地質ニヨリテハ単仕立ニテモ可、

口、身体要部ノ保温ヲ考慮スルコト

ハ、寒冷ノ地方ニアリテハ羽織ヲ着用スルコトヲ得

二、物入ハ上衣下衣ニ適當ニツケルコト

備考

上衣、下衣ノ制式ノ形状ハ図ノ如シ。⁽⁸³⁾

この通牒に添付された服制図を見ると、昭和十八年六月の婦人標準服乙型に準じていることがわかる。袖は舟底型とし、袴は着脱や活動に便利なよう脇明き、前後に五本の襷をつけている（図4）。寒冷地では外套の代わりには羽織を着ることとした。

この案を採用したのは、文部大臣岡部長景の「日本の女はあくまでも日本の女らしく」という主張も

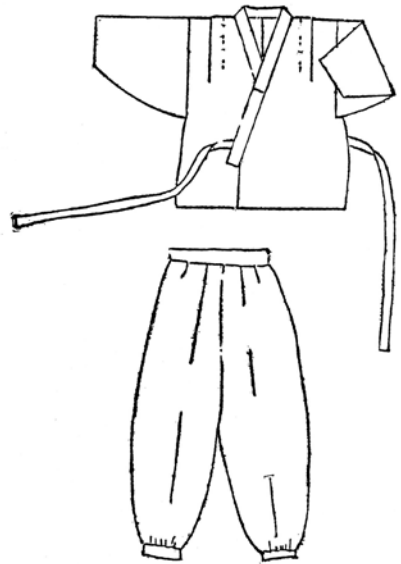


図4 婦人標準服乙型
(『文部時報』810号、昭和19年3月)

あったが、洋服の生地が工面できなかったことによる。「国民学校高学年の児童以上ならたとへ洋裁など知らなくとも自分で作れる」という点でも得策であった⁽⁸⁴⁾。

しかし、婦人標準服乙型に準じた標準服を着た女子生徒は少なかったと考えられる。婦人標準服乙型を指すと思われる防空服(筒袖の着物、モンペ)を含めても、高等女学校に通牒された昭和十九年の二校を除くと、昭和十七年の一校しか確認できない(表参照)。

佐賀県立武雄高等女学校の生徒は、「十九年になると、作業服上下を着用し厚い防空頭巾と救急袋をさげての登校でモンペ姿の女学生でした。それでも、おしゃれ気も多分にあつて、四大節の式の日はモンペでもめいせん、かすりなど新品の布でつくったも

のをはいたりしていた」と述べている⁽⁸⁵⁾。当時の新聞紙面では「スカートに代るモンペ」「勝ち抜く女学生の決戦服」などの見出しで女学校の決戦体制におけるモンペの効果が説明された⁽⁸⁶⁾。

靴が履けなくなると、赤い鼻緒の日和下駄を代用したが、大分県立臼杵高等女学校の生徒のなかには、藁草履の裏に自転車タイヤを縫いつけたのを履いていたという。同校の生徒は「モンペ姿に下駄ばきで、あこがれの金茶色の二本線のセーラー服などは新調できませんでした」と語っている⁽⁸⁷⁾。「勝ち抜く女学生の決戦服」には、セーラー服のような高等女学校の誇りはなく、惨めなものでしかなかったことがよくわかる。

標準服をどのくらい着ていたかは、彼女たちの卒業写真からうかがえる。昭和十六年四月に入学した日本女子大学校附属高等女学校の生徒たちは、一一〇人がセーラー服、五人が標準服で同二十年三月の卒業式を迎えている⁽⁸⁸⁾。日本女子大学校附属高女の生徒たちが標準服を嫌っていたことは先述したが、古着のセーラー服を入手してまで着ていたことが卒業写真にあらわれている。

東京市立目黒高等女学校の卒業写真には、昭和十九年はセーラー服が一六七人、標準服が七人、昭和二十三年はセーラー服が一三一人、標準服が三〇人、その他が一〇人で写っている⁽⁸⁹⁾。鳥取県立八頭高等女学校の卒業写真からは、昭和十九年は四九人全

員がセーラー服、昭和二十年は標準服が三九人、セーラー服が一人、昭和二十一年は標準服が七一人、セーラー服が二四人、その他二人、判別不明一七人が見て取れる。⁽⁹⁰⁾ 島根県立隠岐高等女学校の卒業写真には、昭和十九年は標準服が二二人、セーラー服が三一人、昭和二十一年は標準服が四六人、セーラー服が十九人で写っている。⁽⁹¹⁾ 岡山県立西大寺高等女学校の昭和二十年の卒業写真では、セーラー服が一八人、標準服が三六人である。⁽⁹²⁾ 太平洋戦争の開戦後から終戦に向けて標準服の数が増えているのがわかるが、セーラー服がしぶとく生き続けている点は見逃せない。

昭和十九年三月の埼玉県所沢高等女学校の卒業写真でセーラー服姿は五九人中一人しか見当たらない。⁽⁹³⁾ 福岡県立戸畑高等女学校では、昭和二十年の三年生はセーラー服が二人、標準服が五〇人、翌二十一年の三年生は五三人全員が標準服を着ている。⁽⁹⁴⁾ 昭和二十年四月に新潟県組合立佐渡高等女学校に入学した六二人全員は標準服であり、昭和二十二年三月に長崎県立口加高等女学校を卒業した七六人全員は標準服を着ている。⁽⁹⁵⁾ この四校からは標準服の普及率の高さがうかがえる。

その一方、昭和十九年四月に愛知県西尾高等女学校に入学した生徒たちはセーラー服が一六九人、標準服が一〇人であり、⁽⁹⁶⁾ 同二十年四月に愛知県豊橋高等女学校に入学した生徒たちは三二〇人全員がセー

ラー服を着ている。⁽⁹⁸⁾ 昭和二十年四月入学の静岡県私立沼津学園高等女学校の生徒たちは一〇二人がセーラー服、標準服は七人に限られる。⁽⁹⁹⁾

地域によって差が見られるが、スカートからモンペに変わっても、終戦までセーラー服の上衣姿は消えなかったのである(図5)。昭和十八年四月入学の山形県立谷地高等女学校の生徒は、「全員が入学



図5 昭和19年3月の東京市目黒高等女学校の卒業写真(個人蔵)
セーラー服のなかに文部省標準服(前列左から3人目、後列左から2人目)が見える。全員モンペを穿いている。

時の揃いのセーラー服で卒業写真を撮れなかった事に一抹の淋しさを感じる」と述べている。^④卒業記念写真帖には、古着であってもセーラー服を着たいという女子生徒と、標準服を制定したものの全国に行き渡らせることのできない衣料事情とが写っていたといえる。

おわりに

日中戦争が長期化すると純毛や純綿ではなく、国策に沿ったスフ混織を取り入れる高等女学校があらわれた。学校で大量に生地を購入し、生徒たちが縫製することもなくなった。実際、地域によっては従来のように生地や品物が簡単に入手できなくなり、靴から下駄、スカートからモンペへと段階的に変えていった高等女学校もあった。

そのような状況下で有識者の間では当時人気があったセーラー服を統一する新制服案が登場した。一方ではジャンパースカートの方が経済的に勝っているという新案が出され、富山県の高等女学校長会議ではダブルのブレザー型を採用している。しかし、昭和十六年（一九四一）一月に文部省が制定した標準服は、大正時代のバスガールのようなヘチマ衿であった。セーラー服とジャンパースカートを採用しなかったのは、白衿や釦合せを右前にするなど、標準服に日本的な要素を重視したからだと考えられる。

文部省は経済状況の悪化を想定し、全国の制服の

統一化を図った。だが、全国の生徒が一斉に標準服を新調するのは不経済であった。そのため、二年生以上の在校生には新調しないように指示した。昭和十七年二月に衣料切符制が施行されると、各家庭に配布される切符と自治体から学校に配布される購入券がないと、生徒たちは標準服を入手できなくなる。そして購入する場合には学校側の許可が必要であった。

セーラー服を着ていた生徒たちにとって、文部省標準服の評判は良くなかった。多くの生徒が、姉や親戚、知人の先輩などが着ていたセーラー服を譲り受けて着ていた。昭和十六年十二月に太平洋戦争が起きると、スカートに代えてモンペを取り入れる学校が増加した。昭和十九年三月には婦人標準服乙型に準じた標準服が各学校に通牒されると、防空頭巾を持ち歩き、セーラー服の夏服を白から国防色に染める生徒もあらわれた。

全国の高等女学校で文部省標準服を取り入れた時期は異なり、戦況悪化にともなって標準服やモンペが増えている。そうした状況は複数の高等女学校の卒業写真からも見て取れる。文部省標準服が普及しなかった大きな理由は、女子生徒たちが着ながらなかったことと、当初から物資不足で供給できなかったことである。この二つの理由が重なり、太平洋戦争が終戦するまで高等女学校からセーラー服姿が消えることはなかった。

最後に冒頭で提示した戦時中を体験した生徒たちにとってセーラー服がどのような存在であったかであるが、どの生徒もセーラー服に憧れて高等女学校に入学していた。しかし、セーラー服を着る場合は中古品に限られ、新調するには文部省標準服でなければならなかったため、悔しい思いをしたことは本論で実証したとおりである。彼女たちにとって戦争によって着用を余儀なくされた制服は、セーラー服ではなく文部省標準服やモンペであった。太平洋戦争後にはセーラー服を「軍服」や「戦時色」と見なした高等学校もあるが、そうした見方は誤った歴史認識といわざるをえない。

日中戦争と太平洋戦争における高等女学校の制服

表 文部省標準服、モンペ、ズボンの採用状況

学校名	道府県名	採用年月日	採用内容
五所川原高女	青森(県立)	昭和16年4月	標準服
弘前高女	青森(県立)	昭和16年4月	標準服
福島高女	福島(県立)	昭和16年4月	標準服
磐城高女	福島(県立)	昭和16年	標準服
栃木高女(*1)	栃木(県立)	昭和16年	標準服
太田高女	群馬(県立)	昭和16年4月	標準服
吾妻高女	群馬(県立)	昭和16年4月	標準服
沼田高女	群馬(県立)	昭和16年2月5日	標準服
児玉高女(*2)	埼玉(県立)	昭和16年4月	標準服
長生高女(*3)	埼玉(県立)	昭和16年6月11日	標準服
静和高女	千葉(組合立)	昭和16年6月11日	標準服
聖心女子学院	東京(私立)	昭和16年	標準服
東京女子高等師範学校附属高女	東京(官立)	昭和16年3月	標準服
東京第六高女	東京(府立)	昭和16年4月	標準服
日本女子大学校附属高女	東京(私立)	昭和16年4月	標準服
和洋女子学院	東京(私立)	昭和16年4月	標準服
横浜女子商業学校	神奈川(私立)	昭和16年4月	標準服
鶴見高女	神奈川(私立)	昭和16年	標準服
横浜高女(*4)	神奈川(市立)	昭和16年4月	標準服
三島高女(*5)	静岡(県立)	昭和16年4月	標準服
魚津高女	富山(公立)	昭和16年	標準服
横浜高女	神奈川(私立)	昭和16年4月	標準服
三条高女	新潟(県立)	昭和16年	標準服
村松高女	新潟(県立)	昭和16年4月	標準服
新潟高女	新潟(市立)	昭和16年	標準服
大町高女(*6)	長野(公立)	昭和16年4月	標準服
長野高女	長野(県立)	昭和16年	標準服
伊那高女	長野(県立)	昭和16年	標準服
小松高女	石川(県立)	昭和16年4月	標準服
丹生高女	福井(県立)	昭和16年	標準服
市岡高女	大阪(府立)	昭和16年	標準服
堺高女	大阪(府立)	昭和16年4月	標準服
岸和田高女(*7)	大阪(府立)	昭和16年4月	標準服
寝屋川高女	大阪(府立)	昭和16年	標準服
西宮高女	兵庫(市立)	昭和16年4月	標準服
淡路高女	兵庫(県立)	昭和16年	標準服
西大寺高女	岡山(県立)	昭和16年4月	標準服
真備高女	岡山(私立)	昭和16年4月	標準服
鳥取高女	鳥取(県立)	昭和16年	標準服
小豆島高女	香川(県立)	昭和16年	標準服
今治高女(*8)	愛媛(県立)	昭和16年	標準服
豊津高女	福岡(県立)	昭和16年4月	標準服
折尾高女(*9)	福岡(県立)	昭和16年	標準服
尚綱高女	熊本(私立)	昭和16年3月	標準服
武雄高女	佐賀(県立)	昭和16年	標準服
宮崎高女(*10)	宮崎(県立)	昭和16年7月	標準服
沖縄第一高女	沖縄(県立)	昭和16年	標準服
北海道高女	北海道(庁立)	昭和17年	標準服
高岡高女	群馬(県立)	昭和17年	標準服
館林高女	群馬(県立)	昭和17年	標準服
熊谷高女	埼玉(県立)	昭和17年	標準服
木更津高女	千葉(県立)	昭和17年	標準服
市原高女(*11)	千葉(県立)	昭和17年7月12日	標準服
横浜第二高女	神奈川(市立)	昭和17年	標準服
愛知高等実修女学校	愛知(私立)	昭和17年10月1日	標準服
新潟高女	新潟(県立)	昭和17年4月	標準服
羽島高女	岐阜(公立)	昭和17年4月	標準服

日中戦争と太平洋戦争における高等女学校の制服

長浜高女(*12)	滋賀(県立)	昭和17年	標準服
清水谷高女(*13)	大阪(府立)	昭和17年4月	標準服
富田林高女	大阪(府立)	昭和17年	標準服
甲南高女	兵庫(私立)	昭和17年	標準服
瀬戸高女	岡山(公立)	昭和17年4月	標準服
柳井高女	山口(県立)	昭和17年4月	標準服
山口高女	山口(県立)	昭和17年4月	標準服
丸亀高女	香川(県立)	昭和17年	標準服
西条高女	愛媛(県立)	昭和17年	標準服
西南女学院	福岡(私立)	昭和17年	標準服
遠野高女(*14)	岩手(県立)	昭和18年	標準服
渋川高女(*15)	群馬(県立)	昭和18年	標準服
松山高女	埼玉(公立)	昭和18年	標準服
新潟女子工芸学校	新潟(私立)	昭和18年	標準服
鳥栖高女	佐賀(県立)	昭和18年	標準服
会津高女(*16)	福島(県立)	昭和19年	標準服
吉田高女	宮城(私立)	昭和19年	標準服
前橋高女	群馬(県立)	昭和19年	標準服
福山高女(*17)	広島(県立)	昭和19年	標準服
安房高女	千葉(県立)	昭和16年	標準服、モンペ
西遠高女	静岡(私立)	昭和16年	標準服、モンペ
宗像高女	福岡(県立)	昭和16年	標準服、モンペ、下駄
札幌高女	北海道(庁立)	昭和17年6月18日	標準服、モンペ
一関高女	宮城(県立)	昭和17年	標準服、モンペ
真岡高女	栃木(県立)	昭和17年	標準服、モンペ
小田原高女	神奈川(県立)	昭和17年	標準服、モンペ
吉原高女	静岡(県立)	昭和17年	標準服、モンペ
熊本第一高女	熊本(県立)	昭和17年	標準服、モンペ、下駄
桐生高女	群馬(県立)	昭和18年	標準服、モンペ
水戸高女	茨城(市立)	昭和18年	標準服、モンペ
八百津高女	岐阜(町立)	(昭和18年4月)	標準服、モンペ
大阪信愛女学院	大阪(私立)	昭和18年4月	標準服、モンペ
北海高女	北海道(私立)	昭和15年12月3日	モンペ奨励
遠野高女(*14)	岩手(県立)	昭和15年	モンペ
秋田高女	秋田(県立)	昭和15年	モンペ
宮崎高女(*10)	宮崎(県立)	昭和15年	モンペ
谷地高女(*18)	山形(県立)	昭和15年2月17日	モンペ着用登校
大町高女(*6)	長野(公立)	昭和15年11月25日	モンペ
山形第二高女	山形(県立)	昭和16年11月21日	モンペ
三島高女(*5)	静岡(県立)	昭和16年12月	モンペ
門司高女	福岡(県立)	昭和16年9月8日	モンペ
対馬高女	長崎(県立)	昭和16年	モンペ
谷地高女(*18)	山形(県立)	昭和17年	モンペ
白石高女	宮城(公立)	昭和17年6月1日	モンペ
栃木高女(*1)	栃木(県立)	昭和17年1月13日	モンペ
宇都宮第一高女	栃木(県立)	昭和17年4月29日	モンペ
渋川高女(*15)	群馬(県立)	昭和17年11月25日	モンペ
長生高女(*3)	千葉(県立)	昭和17年2月	モンペ
湘南高女	神奈川(県立)	昭和17年	セーラー服、モンペ
彦根高女	滋賀(県立)	昭和17年	モンペ
長府高女	山口(県立)	昭和17年	モンペ
甲佐高女	熊本(県立)	昭和17年	モンペ
会津高女(*16)	福島(県立)	昭和18年6月	モンペ
宇都宮第一高女	栃木(県立)	昭和18年	モンペ
鳥山高女	栃木(県立)	昭和18年11月1日	モンペ
東金高女	千葉(県立)	昭和18年	モンペ
横浜高女(*4)	神奈川(市立)	昭和18年4月	モンペ
清水高女	静岡(県立)	昭和18年	モンペ
富田高女	岐阜(私立)	昭和18年	モンペ

日中戦争と太平洋戦争における高等女学校の制服

長浜高女(*12)	滋賀(県立)	昭和18年	モンペ
宮津高女	京都(府立)	昭和18年	モンペ
岸和田高女(*7)	大阪(府立)	昭和18年	モンペ
清水谷高女(*13)	大阪(府立)	昭和18年12月10日	モンペ
福山高女(*17)	広島(県立)	昭和18年	モンペ
防府高女	山口(県立)	昭和18年8月	モンペ
萩高女	山口(県立)	昭和18年8月	モンペ
今治高女(*8)	愛媛(県立)	昭和18年11月8日	モンペ
福岡女学校	福岡(私立)	昭和18年	モンペ
折尾高女(*9)	福岡(県立)	昭和18年	モンペ、下駄
柳河高女	福岡(県立)	昭和18年	モンペ
八幡浜高女	愛媛(県立)	昭和19年	モンペ
宮城第一高女	宮城(県立)	昭和17年	モンペ、ズボン、下駄
宮城第三高女	宮城(県立)	昭和17年	モンペ、ズボン
小樽高女	北海道(庁立)	昭和18年6月16日	スカート、ズボン、モンペ
酒田高女	山形(県立)	昭和19年	ズボン
市原高女(*11)	千葉(県立)	昭和17年7月21日	防空服(筒袖の着物、モンペ)
千葉高女	千葉(県立)	昭和19年4月	防空服(筒袖の着物、モンペ)
児玉高女(*2)	埼玉(県立)	昭和19年	婦人標準服乙型

各高等学校の記念誌より作成。*番号は重複する学校、()は開校を示す。

註

- (1) 『官報』大正九年勅令第一九九号。
- (2) 拙稿「大正時代における高等女学校の洋装化―セーラー服とジャンパースカートの創出過程―」(『中央史学』四〇、二〇一七年三月)、同「明治時代の高女学校と服装論議―女子生徒の着袴―」(『大倉山論集』六四、二〇一八年三月)、同「ミッシヨン系高等女学校の制服洋装化」(『総合文化研究』二三―三、二〇一八年三月)。
- (3) 蓮池義治「近代教育史上よりみた女学生の服装の変遷」四(『神戸学院女子短期大学紀要』一九、一九八六年三月)。
- (4) 嵯峨景子「昭和十三年の高等女学校制服調査にみる戦時下と制服」(大塚英志編『動員のメディアミックス』思文閣出版、二〇一七年九月所収)。
- (5) 拙著『帝国日本の大礼服―国家権威の表象―』法政大学出版局、二〇一六年九月、三一七―三二一頁参照。
- (6) 『東京朝日新聞』一九三八年七月三日付、朝刊。
- (7) 『板野高校七十年史』徳島県立板野高等学校、一九七六年、一六九頁。同校は昭和二十二年三月に徳島県立板西高等学校へと改称しており、戦時中は高等女学校ではなかった。
- (8) 『百年史』愛知県立津島高等学校同窓会、二〇〇〇年、三五八頁。
- (9) 『巴峡百年』下、広島県立三次高等学校同窓会『巴峡百年』刊行会、二〇〇二年、九六八頁。
- (10) 『白楊百年』新潟県立巻高等学校創立百周年記念事業実行委員会、二〇〇七年、一二六頁。
- (11) 『創立五十年史』千葉県立木更津高等学校、一九六五年、二六七頁、二七三頁、二八六頁、三〇二頁。
- (12) 『松高五〇年の歩み』広島県立松永高等学校、一九七一年、三〇頁。
- (13) 『九十周年記念誌藤蔭』福岡県立大牟田北高等学校、二〇〇二年、八〇頁。
- (14) 『婦女新聞』一九三八年八月十四日(『婦女新聞』六二、不二出版、一九八四年復刻版、一五七頁)。
- (15) 同右、一九三八年九月四日(同右、二二八頁)。
- (16) 『和泉高校百年誌』大阪府立和泉高等学校創立一〇〇周年記念事業実行委員会、二〇〇一年、一五三頁。
- (17) 『婦女新聞』一九三八年九月二十五日(前掲『婦女新聞』六二、三〇一頁)。
- (18) 『京都成安女子学園六〇年史』京都成安女子学園、一九八七年、三一一頁。
- (19) 同右、三二一―三二二頁。
- (20) 『篠ノ井高校七十年史』長野県篠ノ井高等学校同窓会、一九九六年、一二七頁。
- (21) 『創立五十周年記念誌』千葉県立大多喜女子高

- (22) 等学校、一九七八年、一〇二頁。
(23) 『魚高八十年史』富山県立魚津高等学校、一九七八年、二二一頁。
- (24) 『長崎日日新聞』一九三八年三月五日朝刊（長崎県立長崎図書館所蔵）。
- (25) 『瓊浦学園七十年史』瓊浦高等学校、一九九五年、七七頁、二三二頁。
- (26) 『婦女新聞』一九四〇年五月二十六日（『婦女新聞』六五、不二出版、一九八五年復刻版、六五四頁）、『大宮高校百年史』宮崎県立宮崎大宮高等学校、一九九一年、三七〇頁。
- (27) 『婦女新聞』一九三八年三月二十日（『婦女新聞』六一、不二出版、一九八四年復刻版、三三九頁）。前掲「近代教育史上よりみた女学生の服装の変遷」四。
- (28) 国民精神総動員中央連盟「服装に関する委員会趣旨」、武島一義「服装に関する委員会開催迄の経過に就て」（『被服』一〇—一、一九三九年一月）。
- (29) 『東京朝日新聞』一九三八年十二月十二日付、朝刊。
- (30) 同右、一九三八年十月七日付、朝刊。
- (31) (32) 厚生省、国民精神総動員中央連盟「国民服装に関する委員会の経過」（『被服』一〇—二、一九三九年二月）。
- (33) 『読売新聞』一九三八年十一月二十一日、朝刊。
- (34) 『東京朝日新聞』一九三八年十月五日付、朝刊。
- (35) 同右、一九三八年十一月九日付、朝刊。
- (36) 前掲「国民服装に関する委員会の経過」。
- (37) 『婦女新聞』一九三八年十一月二十七日（前掲『婦女新聞』六二、五一—三頁）。
- (38) 『東京朝日新聞』一九三九年四月二十八日付、朝刊。
- (39) 同右、一九四〇年七月一日付、朝刊。
- (40) 同右、一九四〇年九月十三日付、朝刊。
- (41) 『読売新聞』一九四一年一月十一日付、朝刊。
- (42) 『文部省例規類纂』一九四一年、三一—三七頁（『文部省例規類纂』七、大空社、一九八七年所収）。
- (43) 『読売新聞』一九八三年三月三日付、朝刊。
- (44) 『大阪朝日新聞』一九四一年一月十一日付、朝刊。
- (45) 成田順「文部省新制定の師範学校及び中学校女生徒の制服について」（文部省編『文部時報』第七四〇号、一九四一年一〇月（『文部時報』六八、日本図書センター、一九九八年所収））。
- (46) 『東京朝日新聞』一九四〇年一月二十五日付、朝刊。
- (47) 『わたしたちの昭和史』ワカバ会、一九八八年、八六頁。
- (48) 『移りゆく時を過ぐして』都立第三高女四十六回生都立駒場高校二回生、二〇〇〇年、三二頁。
- (49) 『百合樹の蔭に過ぎた日』日本女子大学校附属
- (50)

- 高等女学校四十五回生西組記録の会、一九九七年、二一頁、四五頁。
- (51) 同右、六六頁。
- (52) 『埼玉県立松山女子高等学校七十周年記念誌』埼玉県立松山女子高等学校、一九九五年、八三頁、一二三頁。
- (53) 同右、一五二頁。
- (54) 同右、一五六頁。
- (55) 『読売新聞』一九四二年一月二九日、朝刊。
- (56) 『戦時生活主要物資配給事情』商業組合中央会東京府支部、一九四一年、七四～七五頁（国立国会図書館所蔵）。
- (57) 『読売新聞』一九四二年一月二九日、朝刊。
- (58) 『婦女新聞』一九三八年二月二十七日（前掲『婦女新聞』六一、二五〇頁）。
- (59) 同右、一九三八年九月二十五日（前掲『婦女新聞』六二、三〇一頁）。
- (60) 同右、一九三九年三月五日（『婦女新聞』六三、不二出版、一九八五年復刻版、二五七頁）。
- (61) 『八十年史』青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会、一九八〇年、三三八～三四〇頁。
- (62) 『沼女五十年』群馬県立沼田女子高等学校、一九七二年、八四七頁。
- (63) 『豊島高等女学校記念誌』豊島高等女学校同窓会、一九八三年、二九八頁。
- (64) 『読売新聞』一九四三年三月三日、朝刊。
- (65) 『創立九十周年記念誌』千葉県立佐倉東高等学校、一九九八年、二九頁。
- (66) 『七十年誌』栃木県立真岡女子高等学校、一九八一年、一七五頁。
- (67) 『児玉高校五十周年誌』埼玉県立児玉高等学校、一九七六年、五七頁。
- (68) 『西条高校七十周年記念誌』西条高校七十周年記念事業推進委員会、一九六八年、二九六頁。
- (69) 『百年史』滋賀県立膳所高等学校、一九九八年、一〇九頁。
- (70) 『写真週報』二七八号、一九四三年六月三〇日号（国立公文書館所蔵、ヨ三一〇～一一一六）。
- (71) 『読売新聞』一九四一年一月二〇日、朝刊。
- (72) 『五十年史誌』北海道富良野高等学校五十周年記念協賛会、一九七六年、三一頁。
- (73) 村上信彦『服装の歴史Ⅲ―ズボンとスカート―』理論社、一九五六年、二三九～二七二頁参照。昭和十七年に北海道根室高等学校で実施した着物、スカート、ズボンに対する意識調査が記されており、生徒たちの服装観が知られる貴重なものである。
- (74) 『学習院女子中等科女子高等科一二五年史』学習院女子中等科女子高等科、二〇一四年改訂版、五三頁。

- (75) 『標高五十年史』 北海道標津高等学校創立五十年記念協賛会、一九八三年、三五頁。
- (76) 『創立七〇周年記念誌』 千葉県立茂原高等学校創立七〇周年記念事業実行委員会、一九七六年、五六頁。
- (77) 『茨城県立水戸第三高等学校創立五〇周年記念誌』 茨城県立水戸第三高等学校、一九七六年、二二頁。
- (78) 『前橋女子高校六十年史』 下、群馬県立前橋女子高等学校、一九八〇年、八三頁、八五頁。
- (79) 『有燁』 山形県立酒田西高等学校、一九七八年、九〇頁。
- (80) 『埼玉県立児玉高等学校創立七十周年記念誌』 埼玉県立児玉高等学校、一九九三年、二二三頁。
- (81) 『山口県立厚狭高等学校百拾周年記念誌』 山口県立厚狭高等学校、一九八三年、一七四、一七五頁。
- (82) 『向日葵―創立七十周年記念誌―』 埼玉県立春日部女子高等学校、一九八四年、一三〇頁。
- (83) 『創立七十五周年記念愛媛県立今治北高等学校沿革史』 愛媛県立今治北高等学校、一九七三年、一八〇～一八一頁。
- (84) 『読売新聞』 一九四四年二月九日、朝刊。
- (85) 『七十年誌』 武高七十周年記念事業委員会、一九七八年、三八四頁。
- (86) 『熊本市立高校史』 熊本市立高等学校、一九六八年、三一五頁。
- (87) 『臼杵高校百年の歩み』 臼杵高校百年の歩み編集委員会、一九九八年、一四八頁、一九六頁。
- (88) 前掲『百合樹の蔭に過ぎた日』 一五二～一五三頁。
- (89) 『卒業記念第二十四回』 東京市立目黒高等女学校（個人蔵）、『卒業記念 昭和二十三年都立目黒高等女学校第二十九回卒業生』（東京都立目黒高等学校所蔵）。
- (90) 『八頭高等学校五十年史』 鳥取県立八頭高等学校、一九七五年、口絵。
- (91) 『隠岐高等学校八十年史』 島根県立隠岐高等学校、一九九四年、口絵。
- (92) 『創立百年誌』 岡山県立西大寺高等学校、二〇〇六年、一七〇頁。
- (93) 『所沢高校百周年記念誌』 埼玉県立所沢高等学校、一九九九年、一〇九頁。
- (94) 『福岡県立戸畑中央高等学校創立六十周年記念誌』 福岡県立戸畑中央高等学校同窓会、一九八七年、二七頁。
- (95) 『新潟県立佐渡女子高等学校九十年の歩み』 新潟県立佐渡女子高等学校、二〇〇四年、口絵。
- (96) 『口加百年史』 長崎県立口加高等学校、二〇〇二年、二八頁。
- (97) 西中十九回西女二十八回西高一回生同期会（幸喜会）編『私達の戦中・戦後』 私家版、

二〇〇一年、一二頁、一五～一六頁。

(98) 『最後の女学生―わたしたちの昭和―』豊橋市立高等女学校四五回生、一九九四年、口絵。

(99) 『沼津学園創立四十周年記念誌』沼津学園、一九八一年、一七頁。

(100) 『六十周年記念誌』山形県立谷地高等学校、一九八一年、七九頁。

(101) 「元来日本の学生服は男子は陸軍、女子は海軍の服装をまねたもので、詰襟の学生服もセーラー服も敗戦直後においては好感のもてるものではなかった」(『三田高校四〇年の歩み』東京都立三田高等学校創立四〇周年記念事業委員会、一九六三年、七四頁)、「(昭和)三十二年四月入学者より、女子のセーラー服が廃止された。理由は、従来のセーラー服は「中学生じみている」、「戦時色が残っている」というもの」(『丹生高校五十年史』福井県立丹生高等学校五十周年記念行事委員会、一九七六年、二〇九頁)。

Abstract

The standard clothing of the Ministry of Education was established in 1941, but did it spread to female schools nationwide? Did sailor uniforms, popular in the prewar period, disappear from schools? We examine the actual situation of

female school uniforms during the Japan-China War and the Pacific War.